アルミニウム蒸着ポリエステルのはくで被覆した織物による耐火性の装具	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、塗布若しくは積層と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ（ただし、非原産である塗布していない又は積層していない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。	ＣＴＨ。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。
取り外した襟及び袖口用の芯地	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ	ＣＴＨ。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。
その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）	

第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

六三・〇一―六三・〇四	フェルトの産品及び不織布の産品	
	その他の産品 ししゅうした産品	不織布の形成と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
	その他の産品	製織、メリヤス編み若しくはクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は製織、メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ（ししゅうしていない織物（メリヤス編物及びクロセ編物を除く。）からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの四十パーセント又はＦＯＢの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）
六三・〇五	その他の産品	製織、メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
六三・〇六	不織布の産品	人造繊維の押出し又は天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織又はメリヤス編みを行い、製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
	その他の産品	不織布の形成と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
六三・〇七	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ	ＭａｘＮＯＭ四十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ六十五パーセント（ＦＯＢ）
六三・〇八		セットに含まれるそれぞれの品目は、当該品目が当該セットに含まれない場合において当該品目に適用されることとなる規則に定める要件を満たさなければならない。ただし、非原産である製品は、その総額が当該セットのＥＸＷ又はＦＯＢの十五パーセントを超えないことを条件として、組み込むことができる。
六三・〇九―六三・一〇	ＣＴＨ	

第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一―六四・〇六	ＣＣ、ＣＴＨ（第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の材料からの変更及び第六四・〇六・九〇号のうちの組立てであって中底に甲を取り付けたものからの変更を除く。）及びＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＣＴＨ（第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の材料からの変更及び第六四・〇六・九〇号のうちの組立てであって中底に甲を取り付けたものからの変更を除く。）及びＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第六五類　帽子及びその部分品

六五・〇一―六五・〇七	ＣＴＨ

第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六・〇一―六六・〇三	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

六七・〇一―六七・〇四	ＣＴＨ

第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一―六八・一五	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ七十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ三十五パーセント（ＦＯＢ）

第六九類　陶磁製品

六九・〇一―六九・一四	ＣＴＨ

第七〇類　ガラス及びその製品

七〇・〇一―七〇・〇五	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
七〇・〇六	ＣＴＨ又は第七〇・〇六項の塗布していない平面基板ガラスからの生産
その他の産品	ＣＴＨ（第七〇・〇二項から第七〇・〇五項までの各項の材料からの変更を除く。）
七〇・〇七（注）―七〇・〇九	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
	注　第七〇〇七・一一号及び第七〇七・二一号の産品については、付録三―Ｂ―１も参照すること。
七〇・一〇	ＣＴＨ。ただし、第七〇・一〇項の非原産材料は、その総額が産品のＥＸＷ又はＦＯＢの十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。
ガラス、ガラス器具及びガラス製の容器	
その他の産品	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
七〇・一一	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
七〇・一三	ＣＴＨ。ただし、第七〇・一三項の非原産材料は、その総額が産品のＥＸＷ又はＦＯＢの十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。
七〇・一四―七〇・一七	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
七〇一八・一〇	ＣＴＨ